

うかる！社労士 & トミーの社労士合格ゼミ

2026年度版 法改正情報 (2026年7月2日掲載版)

うかる！社労士シリーズ&トミーの社労士合格ゼミをご利用いただきましてありがとうございます。このPDFファイルに掲載した法改正情報は、2026年度版のうかる！社労士テキスト&問題集の編集終了後に発生した法改正に関する情報です。

注意 訂正箇所の情報につきましては、訂正情報ファイルに掲載しておりますので、どうぞそちらをご覧ください。

はじめに/表記について

この PDF ファイル中では、下記の表記を行っています。

【テ】： うかる！社労士 テキスト&問題集 2026年度版 を表しています。

【ゼ】： トミーの社労士合格ゼミ(PDF) 2026 を表しています。

労働基準法

1. 一括届出の拡充

【改正の概要】

労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」の電子申請機能の改修を踏まえ、36 協定届の届出に関する改正（拡充）が行われました。

該当箇所

【テ】 P109 側注 POINT （側注：ページ右側の小さい文字/以下同じ）

【ゼ】 Vol.1 P194、195 PLUS

改正内容

届出可能な対象が拡充されました。

改正前	改正後
◆ 36 協定（一般条項、特別条項、新技術・新商品の研究開発業務） ◆ 就業規則 ◆ 1 年単位の変形労働時間制の協定	◆ 36 協定 ◆ 就業規則 ◆ 1 年単位の変形労働時間制の協定

労災保険法

1. 介護(補償)等給付の限度額

【改正の概要】

介護(補償)等給付の最高限度額に加え、最低保障額も見直されました。

該当箇所

【テ】P244 本文

【ゼ】Vol.2 P100、101 本文

改正内容

区分		改正前	改正後
常時介護 を要する者	最高限度額	177,950 円	186,050 円
	最低保障額	85,490 円	90,790 円
随時介護 を要する者	最高限度額	88,980 円	92,980 円
	最低保障額	42,700 円	45,400 円

2. 葬祭料等の額の改正

【改正の概要】

葬祭料等の額が改正されました。

該当箇所

【テ】P250 本文

【ゼ】Vol.2 P113 本文

改正内容

改正前	改正後
315,000 円	330,000 円

徴収法

1. 雇用保険率

【改正の概要】

令和8年度の雇用保険率は次のようになりました。令和7年度に比べて、失業等給付費等充当徴収保険率が 1,000 分の 1 下がったことから、全体の雇用保険率が 1,000 分の 1 下がりました。

該当箇所

【テ】P434 本文

【ゼ】Vol.3 P39 本文

改正内容

雇用保険率

事業の種類	令和7年度	令和8年度
一般の事業	1,000 分の 14.5	1,000 分の 13.5
農林水産の事業 清酒製造の事業	1,000 分の 16.5	1,000 分の 15.5
建設の事業	1,000 分の 17.5	1,000 分の 16.5

失業等給付費等充当徴収保険率

事業の種類	令和7年度	令和8年度
一般の事業	1,000 分の 7	1,000 分の 6
農林水産の事業 清酒製造の事業	1,000 分の 9	1,000 分の 8
建設の事業	1,000 分の 9	1,000 分の 8

※負担割合の計算例

令和8年度の一般の事業の被保険者負担分は(1,000 分の 13.5 - 1,000 分の 3.5) × 2 分の 1 = 1,000 分の 5。

事業主負担分は 1,000 分の 5 + 1,000 分の 3.5 = 1,000 分の 8.5

2. 延滞金の割合の特例

【改正の概要】

令和 8 年中に適用される延滞金の割合の特例が示されています。
※健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法などでも同様です。

該当箇所

【テ】 P465 本文 他

【ゼ】 Vol.3 P93 POINT 他

改正内容

延滞税特例基準割合に 7.3%の割合を加算した率	9.1%
延滞税特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合(加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合)	2.8%

健康保険法

1. 被扶養者の認定に係る改正

【改正の概要】

被扶養者の認定に係る年間収入額の取り扱いが整理され、令和 8 年 4 月 1 日より次のように取り扱うことになりました。

該当箇所

【テ】 P606 本文（社労士合格ゼミ PDF には反映済み）

改正内容

認定対象者の年間収入に関し、労働契約等で定められた賃金から見込まれる収入が 130 万円（あるいは 150 万円、180 万円）未満であり、かつ、他の収

入が見込まれない場合、令和8年4月1日より下記のように取り扱うこととしました（通達より抜粋：一部改編）。

- ◆認定対象者の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているところであるが、**労働契約で定められた賃金（労働基準法に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれます）から見込まれる年間収入が130万円（あるいは150万円、180万円）未満であり、かつ、他の収入が見込まれない場合**で、他の要件を満たす場合には、原則として、被扶養者とする。
- ◆労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働条件通知書等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認する。
- ◆労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（条件変更）には確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求める。
- ◆被扶養者の認定の適否に係る確認時において、当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円などの額以上になった場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者としての取扱いを変更する必要はない。
- ◆給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合の当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のとおりの取扱いとする。

2. 準備金の積立て

【改正の概要】

準備金のうち、子ども・子育て支援金にかかる部分については、1事業年度当たり子ども・子育て支援金の平均額の1カ月分ではなく、平均額の1カ月分を超えない範囲内において、厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とすることとしました。

該当箇所

【テ】P665 側注

【ゼ】Vol.4 P149 PLUS

改正内容

改正前	保険者は、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。 具体的には、全国健康保険協会は、保険給付に要した費用の額の年度当たりの平均額の12分の1に相当する額、健康保険組合は保険給付に要した費用の額の年度当たりの平均額の12分の2に相当する額と前期高齢者納付金等の年度当たりの平均額の12分の1に相当する額を合算した額まで積み立てることとされている。
改正後	保険者は、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。 具体的には、全国健康保険協会は、保険給付に要した費用の額の年度当たりの平均額の12分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額、健康保険組合は保険給付に要した費用の額の年度当たりの平均額の12分の2に相当する額と前期高齢者納付金等の年度当たりの平均額の12分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額を合算した額まで積み立てることとされている。

厚生年金保険法

1. 遺族厚生年金の支給要件に係る改正

該当箇所

【テ】P898 側注（社労士合格ゼミ PDF テキストには反映済み）

改正内容

改正前	改正後
④の「25年」の期間には、合算対象期間も含まれます。	④の「25年」の期間には、合算対象期間並びに65歳に達した日の属する月以後の被保険者期間も含まれます。

2. 支給停止調整額

【改正の概要】

在職老齢年金の規定に係る支給停止調整額（法定額）を引き上げました。

該当箇所

【テ】P876 本文他

【ゼ】Vol.5 P89 本文他

改正内容

	法定額	令和8年度
支給停止調整額	62万円	65万円

3. 厚生年金の分割/ 請求

【改正の概要】

厚生年金の分割請求を、5年以内にしなければならないとしました。

該当箇所

【テ】P908 本文、P911 側注

【ゼ】Vol.5 P147 本文、P152 POINT

改正内容

改正前	改正後
離婚等をしたときから2年以内に請求しなければならない。	離婚等をしたときから5年以内に請求しなければならない。

以下、白紙。 ファイルはここまでです。